

別府市監査委員告示第3号

監査結果の通知に係る事項について

地方自治法第199条第9項の規定により報告した監査結果について、市長等から当該監査の結果に基づき措置を講じたとの通知を受けたので、その通知に係る事項を同条第12項の規定に基づき公表します。

平成22年 3月30日

別府市監査委員 櫻井 美也子

同 浜野 弘

同 金澤 晋

## 企画部政策推進課

監査実施期間 平成 21 年 11 月 11 日から平成 21 年 12 月 2 日

### 1 湯のまち別府ふるさと応援基金について

湯のまち別府ふるさと応援基金条例に基づき適正に事務処理されていたが、大都市と地方との税収格差を縮小する方法の一つとして、「ふるさと」に貢献したいという納税者の思いを実現する観点から設けられた制度であることから、さらに積極的な P R に努められるよう要望する。

#### (措置結果)

広報活動として、下記の施設等の関係者に対し、制度の趣旨についての説明及び P R を実施し、併せてリーフレットの陳列及び配布についてお願いしました。

( J R 九州別府駅、関西汽船別府観光港、大分空港ターミナルビル、別府市旅館組合連合会、べっぴん女将の会、観光施設連絡協議会、別府地獄組合、市営温泉 7 ヶ所 )

## 教育委員会生涯学習課

監査実施期間 平成 21 年 8 月 31 日から平成 21 年 10 月 2 日まで

## 教育委員会生涯学習課

### 1 講師等謝礼金について

中央公民館・市民会館、ふれあい広場・サザンクロス、婦人会館、少年自然の家おじか、各地区公民館で開催される講座の講師に対する謝礼金については、社会教育施設運用に関しての申し合わせ・確認事項の中で「隣接市町の大分市・由布市・日出町は 500 円、それ以外の市外は 1,000 円を増額して講師謝礼金とする。」と定めているが、各施設で取扱いが異なっていた。申し合わせ・確認事項を徹底されたい。

#### (措置結果)

生涯学習課が所管する施設の事務の取り扱いについては、年 4 回施設長会議を開催する中で、生涯学習課と各施設で申し合わせ・確認事項等について協議し、確認を行っています。また、各施設の担当職員に対しても「社会教育関係職員研修」を開催し、事務の取り扱いについて遺漏のないように留意してきたが、内部でチェックを行うなど事務の適正化を図りました。

## 2 町内公民館建設に係る貸付けについて

町内公民館建設に係る貸付けについては、「町内公民館建設等に係る貸付金、補助金に関する要綱」を定めているが、同要綱中、既に廃止されている「禁治産者、準禁治産者」の用語や貸付契約書で同要綱の規定と異なる用語を使用していた。早急に同要綱の一部を改正すべきである。

### (措置結果)

平成 22 年 4 月 1 日要綱を改正予定。

## 3 郵便切手等の管理について

郵便切手等の管理については、別府市文書管理規程第 34 条第 2 項に規定する郵便切手・はがき受払簿を使用していないもの、執行額を考慮した場合、配当残額が多すぎるものが見受けられた。郵便切手等は、金券であることから適正に管理されたい。

### (措置結果)

郵便切手、はがき受払簿により処理していない施設については、受払簿を備え付け、これにより適切に管理するよう指導しました。

また、平成 20 年度から一度に多数郵送する場合は、総務課から後納で郵送するようしており、今後の郵便切手の購入については、残額の確認や使用実績等考慮して適正な予算執行や管理に努めます。

## 4 社会教育施設の使用料について

使用料の収入において、現金収納後の指定金融機関等への払込みが遅延しているものが見受けられた。別府市会計事務規則に基づき事務処理を行うよう改善されたい。

使用を終えた領収証書綴は速やかに会計管理者に返付するとともに、領収証書綴受払簿の管理については平成 19 年 4 月 5 日会計管理者より各課等の長宛通知されているところであり領収証書綴受払簿を備え付け管理されたい。

別府市美術館の観覧料については観覧料ごとに連番を付した観覧券を交付するなどして入金額との照合ができるよう改善されたい。また、美術館の所蔵品の貸出しについては、損害保険の加入を確認し貸出されたい。

### (措置結果)

使用料の収入については、生涯学習課と所管する施設の職員で開催する「施設長会議」や「社会教育関係職員研修」中で、申し合わせ・確認事項としてすみやかに入金するよ

う確認、指導していますがこれを再度徹底しました。

領収証書綴受払簿を生涯学習課に備え付け、各施設等の領収書の適切な管理に努めます。

#### 5 補助金の交付について

補助金の交付にあたっては、交付時期を含め補助の効果や金額等について十分に検討した上で補助の是非を判断し、交付決定されたい。

また、交付における一連の事務にあたっては、別府市補助金等交付規則及び別府市文書管理規程に基づき適正に処理されたい。

#### (措置結果)

補助金の取り扱いについては、交付の目的や効果について十分検証し、適正化に努めるとともに、関係条例等に基づき適切に処理いたします。